

家電リサイクル

PRIVATE

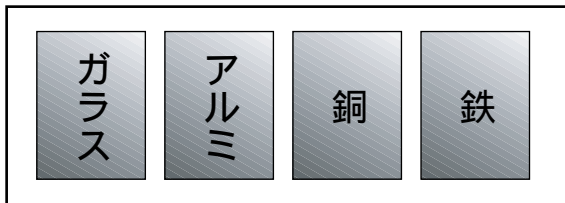
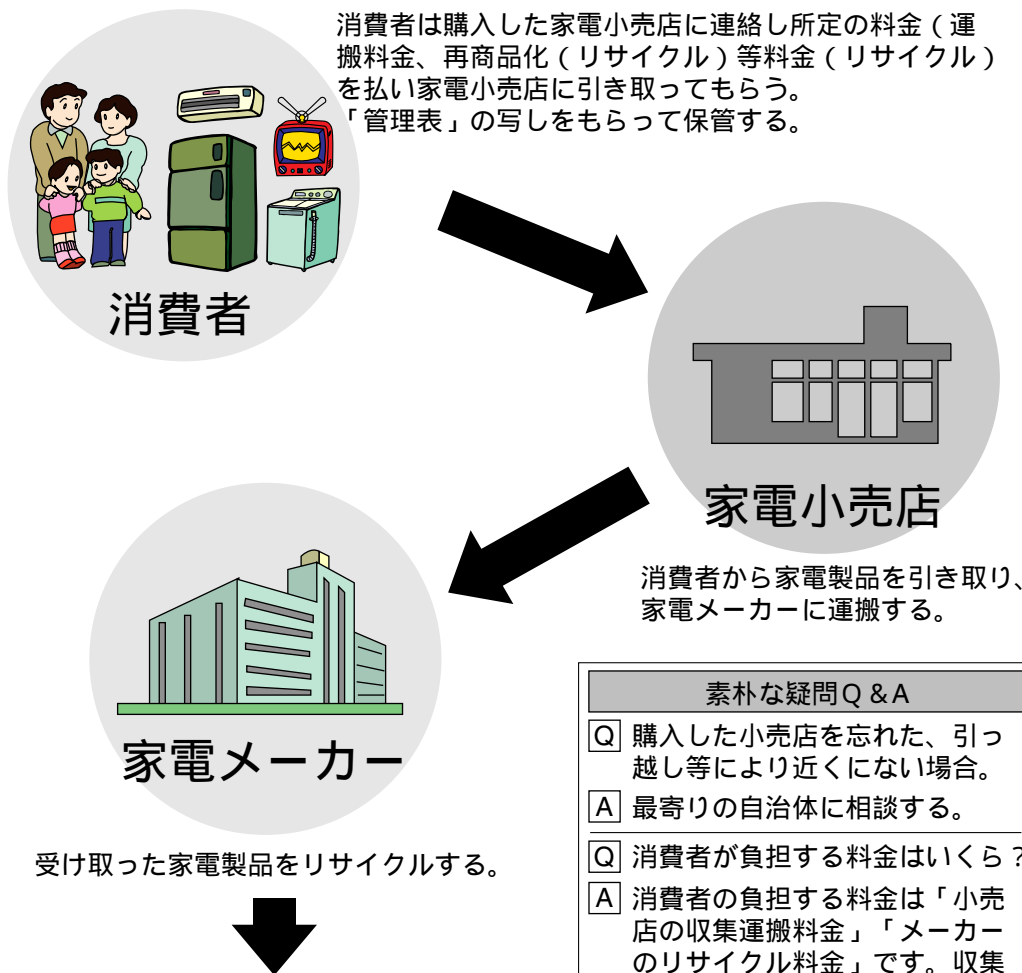
家電リサイクル法

みんなも知ってると思うけど、今年の4月から家電リサイクル法が施行された。いままで家電を捨てるときは大ゴミの日に出していたのだが、4月からは家電小売店にお金を払って引き取ってもらわなければならないらしい。でも、全体の仕組みなどがいま見えにくい。そこで今月は家電リサイクル法（特定家庭用機器再商品化法）によってどのように家電がリサイクルされるのかを調査してみました。

家電リサイクル法では、製造業者（メーカー）にはリサイクルの義務が、小売業者には排出者から引き取った廃家電をメーカーに引き渡す義務が課され、そのかわり消費者はリサイクル料金を負担するというのが役割分担により、リサイクルが行われます。

家電リサイクル法の対象となる家電は「エアコン」「テレビ（ブラウン管式）」「電気冷蔵庫」「電気洗濯機」の4品目。業務用は含まれません。

消費者は購入した家電小売店に連絡し所定の料金（運搬料金、再商品化（リサイクル）等料金（リサイクル）を払い家電小売店に引き取ってもらう。「管理表」の写しをもらって保管する。



分離された部品や材料などは再商品化、またエアコンおよび冷蔵庫のフロンも合わせて回収処理されます。

素朴な疑問Q & A

- Q 購入した小売店を忘れた、引越等により近くにない場合。
- A 最寄りの自治体に相談する。
- Q 消費者が負担する料金はいくら？
- A 消費者の負担する料金は「小売店の収集運搬料金」「メーカーのリサイクル料金」です。収集運搬料金は小売店ごとに、リサイクル料金は製造業者ごとに異なるため、料金は小売店、メーカーに問い合わせしてください。大手メーカーが公表しているリサイクル料金は2,400円～4,600円程度です。
- Q リサイクル対象家電以外の家電を捨てる時はどうするの？
- A これまで通り自治体が収集します。